

# リニア発生土置き場計画審議会

## 意見提出資料

2023/11/19

岡本 秀範

# 1. 御嵩町は「環境の町」

- (1) 特に町の環境基本条例、希少野生生物保護条例は町政と町づくりの基本理念となり、「環境の町」を規定。
- (2) 美佐野湿地を残土置き場に➡ ➡➡一回性の行為により未来永劫残る湿地という貴重な財産を自ら失う。
- (3) 残土の持ち出しは他市のように可能。その処分地が当重要湿地である必然性はない。
- (4) 「環境の町」で育つ(育った)これからの世代に対して条例に照らして、この計画の回避を。



## 通史編 現代 (1989-2004)

本文643ページの約40%が環境関連にさかれる。

史料編を加えると  
全795ページの約45%,  
358ページが環境関連

## 2.安全面の問題

- (1)計画は御嵩町において比類なく大規模な土地の改変を伴う計画にもかかわらず、フォーラムで計画の安全面の説明に相応の理解が得られていない。メディア『住民の不安解消』には程遠い現状と報道。
- (2)掘削土の安全性、盛り土の崩落・地滑りへの懸念、さらには候補地Aの土石流の危険まで指摘する専門家もある。(町開示情報で明らかに)
- (3)掘削度分析に関して、サンプリング方法が恣意的で『健全土』と『要対策土』の区別不分明の懸念。
- (4)水質も飲料水、農業用水、下流域広範囲への影響、など地元の人々、町民の不安は解消されず。

### 3.美佐野ハナノキ湿地群

(環境省**重要湿地**「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」)

(1) ハナノキの大木(成木)から幼木、稚樹まで非常に多く群生。他にも希少植物や動物の生息が確認された生物の宝庫。

(2) ハナノキ以外の確認重要生物候補地での確認重要生物としてフォーラムでは動物18種、ハナノキを含む植物3種が報告された。

(3)実際には自生する希少植物＝重要種は他にも複数あり。また、JRは植生する重要種を移植により保全の方針だが、移植は学術的に確立したものでないとされる。

## 4. 置き場計画によるハナノキ湿地群の懸念

候補地AとBは重要湿地にあり、ハナノキだけでも成木総数の約3割が群生。

- (1) 盛り土をして埋め立て処分することは、いま植生するハナノキだけではなく、候補地内外の成木から飛散する実生、双方の繁殖可能性も失わせることになる。
- (2) 単に失われる成木数だけの問題ではない。湿地群のハナノキ総体を衰退に向かわせないか。

## 5.重要湿地は湧水湿地

(1)湧水湿地は当候補地部分だけで自存するのではなく、広いエリアで雨水が地下に浸透され一帯を潤している。候補地の湿地が失われるだけでなく周辺の湿地群にも水枯れなどの深刻な影響が懸念される。

(2) 残土処分地とすると直接的、間接的に多くの生物種の生存を不可能にし、その生態系の基盤である湧水湿地を周辺を含めて破壊する懸念がある。

# 6. 希少野生生物保護条例

## 目的

第1条 この条例は、環境基本条例で目指す“人と自然が共生する恵み豊かな環境”を実現するためには、町内に生息する野生生物の生態系の保存が重要な要素であることから、町、事業者及び町民等が一体となって希少な野生生物の多様性の確保をはかることを目的としています。

## 定義

### 第2条

1希少野生生物・・・町内に生息・生育する野生生物の種で、（※1）国の絶滅危惧種、（※2）県の絶滅危惧種及び（※3）御嵩町独自希少種を規則で定める種

※1）絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律で規定された種 ※2）岐阜県希少野生生物保護条例で規定された種 ※3）御嵩町版レッドデータブックに掲載された御嵩町独自の希少種を想定

2町指定希少野生生物・・・1の内、町長が特に保護が必要と認めて指定した種。指定の手續さは、第7条第1項に規定する

※ 指定を想定する種は、国が指定した種で御嵩町に生息する種（オオタカ）や岐阜県が指定した希少種（16種）で本町に生育する種（ミカワシオガマ）を除いた御嵩町版レッドデータブックに掲載された、又は掲載される種

3希少野生生物保護区域・・・2の町指定希少野生生物が生息又は生育する区域で町長がこの希少野生生物の保護のため区域一帯で保全の必要性を指定した区域。指定手續きは、第13条に規定する

# 町(第3条), 事業者(第4条), 町民等(第5条)の責務

## 町の責務

- ① 希少野生生物の積極的な保護施策の策定、実施
- ② 環境教育学習、広報で希少野生生物保護の必要性の理解の普及を図る
- ③ 町公共事業では、計画段階から希少野生生物保護の配慮を行う

## 事業者の責務

- ① 事業活動を行うに当たって、希少野生生物の生育・生息環境に負荷がかからないよう努める
- ② 町の実施する希少野生生物保護の施策に協力する

## 町民等の責務

- ① 希少野生生物の積極的な保護に自ら努めるとともに、町の施策に協力する。
- ② 希少野生生物が生息・生育する地域で野外活動を行う場合は、その活動が生息地や生育地の保全に支障ないように配慮しなければならない。

**町指定希少野生生物の指定（第8条）** ①指定は、町長があらかじめ環境審議会の意見を聴いて指定する。ただし、国の希少種・県の希少種は指定しない。

② 指定する場合・町長は案を告示する・利害関係人は案について意見書の提出ができる（告示から14日以内）・異議の意見書あれば、公聴会の開催 ・指定はその旨の告示によって効力を生ずる

③ 指定の解除の場合・生息・生息状況が変化し、必要性がなくなれば町長は、指定を解除する（解除には②の手続きを準用する）

### **町指定希少野生生物の捕獲等の禁止（第9条）**

生きている個体は捕獲、採取、殺傷または損傷（「捕獲等」という）が禁止される。ただし、教育・学術研究や農林漁業に大きな影響を及ぼしたりその予防の場合や公益上町長が認めた場合は、除かれる。

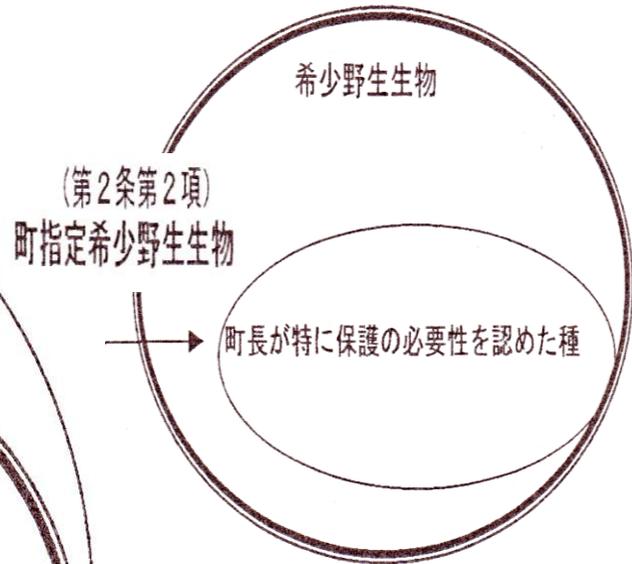
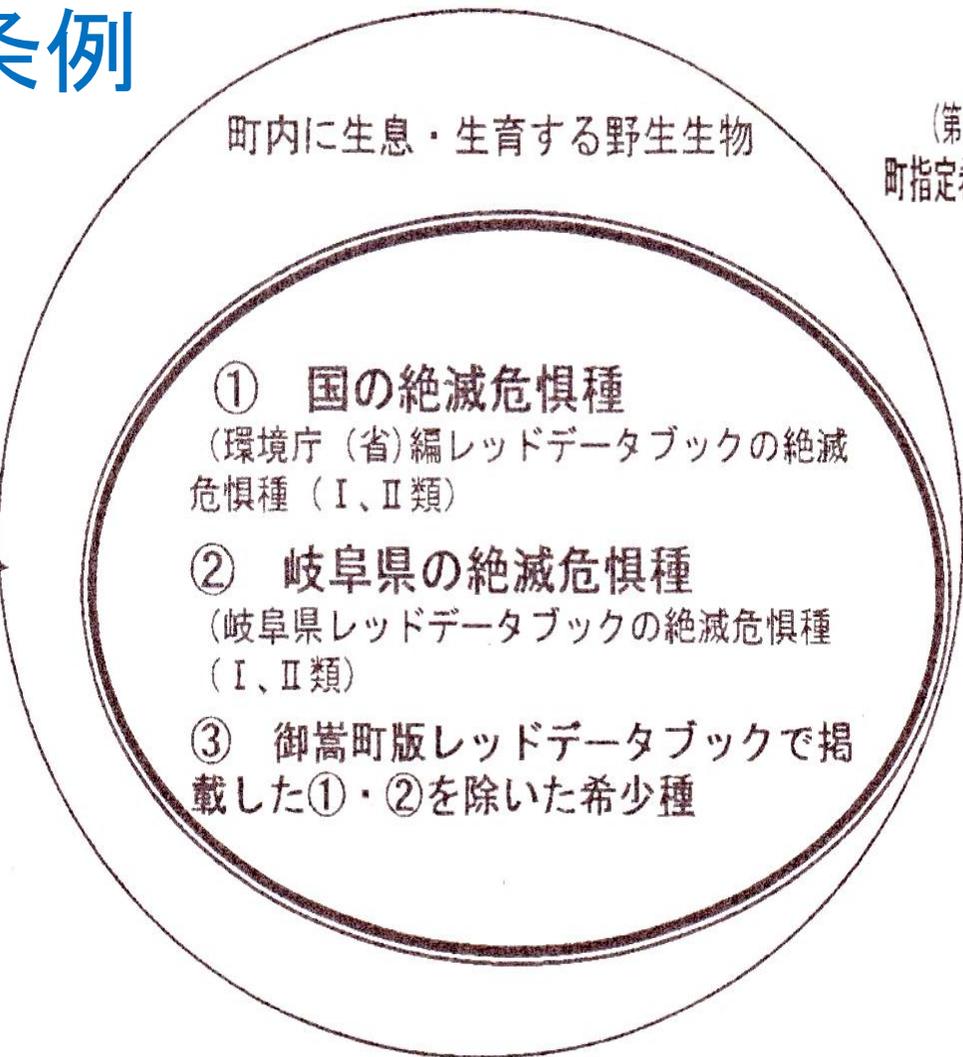
### **勧告及び命令（第10条）** 町指定希少野生生物の捕獲や採取をした場合

① 生きている個体を捕獲・採取したときは、町長は元に戻すよう勧告することができる。② ①に従わない者に対しては、文書で命令することができる。

# 7. 御嵩町希少野生生物保護条例の要点

(第2条第1項)  
**希少野生生物**

御嵩町版レッドデータブック掲載種の①、②、③や定期的な調査で確認された、①及び②の中から選定し、規則で定める。



※ ①の絶滅危惧種では、植物でスズメノハコベ、ミカワシオガマなど18種、魚類でスジシマドジョウ、ホトケドジョウなど5種が御嵩町版レッドデータブックに掲載され、掲載種外では鳥類でオオタカⅡ類が確認されている。  
 ②の絶滅危惧種では、①で選定された種以外に植物でヘビノボラスⅡ類など4種、貝類でカタハガイ(Ⅱ類など4種が御嵩町版レッドデータブックに掲載されている。  
 公聴会資料(2005/12/21)による

(第13条)

町指定希少野生生物保護区域



町指定希少野生生物が生息等している地域の内、その生息等のため特に、一体的に保護の必要のある区域で町長が指定する区域

(第15条)

立入制限区域



町指定希少野生生物の個体の保護の必要性から立ち入りを制限した区域

行為の制限(第14条)

保護区域では、建築物等の新設、増改築、移転宅地、造成、土地の開墾、鉱物の採掘、土石採取、水面の埋め立て、干拓、河川・池の水の増減、木材の伐採、以上の行為は町長の許可を要す

## 8. 希少野生生物保護条例の運営上の問題点、 計画との整合性などについて

### 希少野生生物保護条例に基く保護区域設定と重要湿地選定

保護区域設定には合意形成の努力必要、一方、重要湿地選定を受けた際は積極的に協力する姿勢が求められる。

➡ ➡ これまで保護区域を設定しなかった一方で、重要湿地の選定には、消極的姿勢であった。

### 重要湿地選定後の対応

放置は不可、遅れても保護区域設定など町としての保護体制が不可欠。

# 置き場計画を回避しなかった場合の不整合

## 町の責務

①関連条項の責務

②条例制定・条例全体を運営・遂行する主体としての責務

これらの達成が問われる。

罰則規定がない **≠** 責務を遂行しなくてよい  
罰則がなくても責務は当然ある。

ましてや、町自体の条例違反は想定外。

## 9.美佐野ハナノキ湿地群(重要湿地)の今後

(1) 先ずは、候補地A,Bとも発生土置き場計画を回避する。

(2)①保全と整備の推進

②近い将来のエコツアー訪問地を志向  
これが環境二条例を基礎に、「環境の町」のビジョンをもつ御嵩町のあり方と地域活性化を繋げる。

## 10. 湿地群の保全と整備の基本計画策定

(1) 事業の基本理念, 計画と調査研究の方向を定める。

- ① 最先端の研究成果の採用
- ② 先行保全湿地の調査研究
- ③ 素朴で杜撰な仕方ではなく, あくまで生物多様性確保のため繊細で科学的手法をる。
- ④ 安易な公園化はしない。

## (2)計画の実際

投入できる予算とマンパワーの兼ね合いで保全と整備を無理なく計画する。

- ① 湿地で活動するグループと町が協働の体制を築く。
- ② ボランティアの採用と育成
- ③ 予算と人員に応じてサンクチュアリも計画的に配分する。(=条例の『立入制限区域』)
- ④ 拙速な整備は不可。

## 11.環境省と30by30 目標

政府・環境省が30by30目標(第15回生物多様性条約締約国会議採択)の国内達成に向けてOECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する区域)を認定し里地里山などを陸域30%に組み込む事業を進めていることは、本年2月の町主催「重要湿地の保全に関する勉強会」で環境省から説明があった通りです。当然ながら町・環境省は美佐野ハナノキ湿地群の今後のあり方の選択肢の一つとして紹介を行ったと理解します。

## 12. 提言

では、実際に町として当湿地群(辺縁部も含む、ほぼ押山川と木屋洞川に挟まれた丘陵部にある湿地群一帯)の30by30アライアンス参加と後のOECD登録に着手してはどうでしょうか。当湿地群での様々な重要な活動を行う町民活動がなされます。OECDとして町民と町の協働の取り組みを拡充しながら、将来的に県内最初のラムサール条約湿地登録を目指すことを提唱したいと考えます。

以上です、有難うございます。